

障害児通所支援における人員基準変更等について

1 令和3年4月1日付基準省令・条例改正により、各障害児通所支援における人員基準の一部が改正されますのでお知らせします。

改正条例 千葉県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

千葉県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

令和3年4月1日付省令・条例改正

制度名	改正内容
児童発達支援	<p>① 従業者要件から障害福祉サービス経験者を削除する。</p> <p>※既存の事業所については令和5年3月31日までの経過措置</p> <p>② 医療的ケアを必要とする障害児が利用する場合には、看護職員を置かなければならないものとする。ただし、(i) 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、医療的ケアを行わせる場合、(ii) 喀痰吸引等のみを必要とする障害児が利用する場合に介護福祉士を置いた場合、又は特定行為のみを必要とする障害児が利用する場合に認定特定行為業務従事者を置いた場合には、看護職員を置かないことができるものとする。</p> <p>③ 看護職員を配置した場合には、機能訓練担当職員と同様に児童指導員又は保育士の合計数に含まれるものとする。ただし、機能訓練担当職員も含め、「児童指導員又は保育士」として配置する者のうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならないものとする。</p>
医療型児童発達支援	今回改正なし。
放課後等デイサービス	<p>① 児童発達支援①に同じ。</p> <p>※既存の事業所については令和5年3月31日までの経過措置</p> <p>② 児童発達支援②に同じ。</p> <p>③ 児童発達支援③に同じ。</p>
居宅訪問型児童発達支援	今回改正なし。
保育所等訪問支援	今回改正なし。
児童発達支援センター (福祉型(難聴児・重心児対象のものを除く))	<p>① 医療的ケアを必要とする障害児が利用する場合には、看護職員を置かなければならないものとする。ただし、(i) 医療機関等との連携により、看護職員を児童発達支援センターに訪問させ、医療的ケアを行わせる場合、(ii) 喀痰吸引等のみを必要とする障害児が利用する場合に介護福祉士を置いた場合、又は特定行為のみを必要とする障害児が利用する場合に認定特定行為業務従事者を置いた場合には、看護職員を置かないことができるものとする。</p> <p>② 看護職員を配置した場合には、機能訓練担当職員と同様に児童</p>

	指導員又は保育士の総数に含められるものとする。ただし、新たに、機能訓練担当職員も含め、「児童指導員又は保育士」として配置する者のうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならないものとする。 ※既存の事業所については令和4年3月31日までの経過措置
児童発達支援センター (福祉型(難聴児対象のもの))	① 児童発達支援センター(福祉型(難聴児・重心児対象のものを除く))①に同じ。
児童発達支援センター(医療型)	<u>今回改正なし。</u>

2 教員免許保持者における児童指導員任用資格(千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第58条第1項第9号による児童指導員任用資格)について、取扱いを整理しましたのでお知らせします。

<千葉市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例>	
第58条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。	
(1)～(8) (略)	
(9) 教育職員免許法に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であつて、市長が適当と認めたもの	
(10) (略)	

教員免許は、交付時期によって2通りに分類され、以下のとおり規定されている。

①平成21年3月以前交付免許(以下、旧免許) ②平成21年4月以降交付免許(以下、新免許)

- ア 平成21年4月の教育職員免許法改正で教員免許には10年の有効期間が定められ、期間満了までに更新講習を受けることで有効期間が延長される(教育職員免許法第9条の2各項)
- イ 教員免許は有効期間が満了するまでの間有効である(同法第9条第1項)
- ウ 旧免許においては経過措置が適用され、教職に就いていない者については、有効期間による教員免許失効が猶予される(同法附則(平成19年6月27日法律第98号)第2条第2項)

上記から、新免許所持者は有効期間内に更新講習を受講しなかった場合は教員免許が失効し、旧免許所持者は教職に就いていない場合は有効期間の定めがなく、教員免許が失効されないため、所持する免許に応じて以下のとおり整理し、取り扱うものとする。

免許種類	任用資格
旧免許	有効期間までに更新講習を受けている者： <u>任用資格あり</u> 有効期間までに更新講習を受けていない者： <u>任用資格あり(※1)</u> ※1 有効期間の定めがないことから、有効期間を満了していない者と整理する。
新免許	有効期間までに更新講習を受けている者： <u>任用資格あり</u> 有効期間までに更新講習を受けていない者： <u>任用資格なし(※2)(※3)</u> ※2 有効期間満了時点で失効すると整理し、満了した時点で教員免許所持者ではないとする。
※3 基準条例第58条第1項第4号他に基づく任用を行う	教員免許の交付を受けていた場合、第4号に規定する「大学において、教育学科又はこれらに相当する過程を修めて卒業した者」等に該当するものと思われるため、 当該要件に該当することを証する書類(卒業証書等)の提出によって児童指導員任用資格に該当するものとする(有効期間を満了した教員免許の提示では認めない)。